

○訪問介護予防サービス（旧国基準）

<サービス提供時間>

原則として、月曜日から土曜日の午前8時から午後6時まで

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます

※上記以外でのサービス提供を希望の場合はご相談ください。

<サービス提供地域>

三鷹市全域

<利用料>

1か月あたり	① 週1回程度の訪問型サービス			② 週2回程度の訪問型サービス			③ 週3回以上の訪問型サービス		
費用 (単位数)	12,994円 (1,176単位)			25,956円 (2,349単位)			41,183円 (3,727単位)		
利用者様 負担額	1割 1,300円	2割 2,599円	3割 3,890円	1割 2,596円	2割 5,192円	3割 7,787円	1割 4,119円	2割 8,237円	3割 12,355円

※③は事業対象者、要支援2に認定された方のみご利用可能です。

※利用者様負担額は、介護保険適用で自己負担割合額に応じて、1割から3割を負担した場合の1回あたりの料金です。

【加算額】

	介護報酬	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	月 2,210円 (200単位)	221円	442円	663円
緊急時訪問介護加算	1回 1,105円 (100単位)	111円	221円	332円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1回 1,105円 (100単位)	111円	221円	332円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1回 2,210円 (200単位)	221円	442円	663円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの介護報酬に13.7%を加算			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1月あたりの介護報酬に4.2%を加算			

【初回加算】新規に訪問介護計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定されます。

【緊急時訪問介護加算】利用者様やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護中心）を行った場合に算定されます。

【生活機能向上連携加算ⅠⅡ】訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所等の理学療法士等が居宅を訪問する際、サービス提供責任者が同行などし、理学療法士等と共同で評価を行った上で、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、計画に基づく訪問介護を行っている場合に算定されます。状況によりⅠⅡの種類があります。

【介護職員処遇改善加算Ⅰ】1月あたりの訪問型サービス報酬に13.7%を加算

【介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ】1月あたりの訪問型サービス報酬に4.2%を加算

<契約期間が1月に満たない場合>

	① 週1回程度の訪問型サービス			② 週2回程度の訪問型サービス			③ 週3回以上の訪問型サービス		
費用 (単位数)	430円 (39単位)			850円 (77単位)			1,359円 (123単位)		
利用者様	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
負担額	43円	86円	129円	85円	170円	255円	136円	272円	408円

(注) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きサービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、三鷹市高齢者支援課の窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることができます。

<交通費>

- (1) 利用者様の居宅に伺うための交通費は無料です。
- (2) 通院介助や買い物などで交通機関を利用した場合は、交通費の実費をご負担いただきます。